

北海道運輸局同時発表

令和元年11月22日
鉄道局都市鉄道政策課

札幌市及び（一財）札幌市交通事業振興公社申請の 軌道運送高度化実施計画の変更認定 ～上下分離制度導入による路面電車の維持・活性化が期待されます～

国土交通大臣は、札幌市及び（一財）札幌市交通事業振興公社による軌道運送高度化実施計画の変更認定申請について、11月25日付けで認定し、同日、北海道運輸局長より申請者に対して認定書を交付します。

札幌市及び（一財）札幌市交通事業振興公社は、路面電車の維持・活性化のため、軌道運送高度化事業を平成25年度から実施中ですが、当該事業を確実に実施するため、令和2年度から軌道事業の「上下分離」を実施することとし、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第9条第6項の規定に基づく軌道運送高度化実施計画の変更認定申請を行っていました。今般、当該変更認定申請について、令和元年11月25日付けで、申請のとおり認定することとなりました。これにより、地域公共交通の維持・活性化が期待されます（計画変更の概要は別紙のとおり）。

なお、認定書の交付を下記のとおり行います。

記

- 日時：令和元年11月25日（月）14：00～
- 場所：北海道運輸局 8階海技試験場
（札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎）
- 交付者：北海道運輸局長 大高 豪太
- 受領者：札幌市交通局 札幌市交通事業管理者 浦田 洋
（一財）札幌市交通事業振興公社 理事長 藤井 透
- 取材等：取材を希望される報道機関におかれましては、11月25日（月）10時までに下記連絡先(2)に電話にて、①報道機関名、②ご氏名、③連絡先、④取材人数をお知らせください。

【問い合わせ先】

- (1) 軌道運送高度化実施計画の変更認定に関すること
鉄道局都市鉄道政策課 担当：佐藤、山田
TEL: 03-5253-8111(内線: 40451) 03-5253-8536(直通) FAX: 03-5253-1635
- (2) 認定書交付の取材に関すること
北海道運輸局鉄道部計画課 担当：林、武部
TEL: 011-290-2731(直通) FAX: 011-290-2717

申請者：軌道整備事業者：札幌市
 軌道運送事業者：(一財)札幌市交通事業振興公社

- 札幌市交通局は、路面電車の維持・活性化のため「軌道運送高度化事業」を平成25年度から実施中
- 当該事業を確実に実施するため、令和2年度から軌道事業の「上下分離」実施を予定

軌道運送高度化実施計画変更の内容

- ①路線のループ化(平成27年12月実施済)
- ②既設線のバリアフリー化、制振軌道化(実施中)
- ③低床車両[LRV]の導入(実施中、一部計画変更)
- ④上下分離制度の導入(追加)

期待される効果

- ・環状運行による利用者の利便向上、回遊性の向上
- ・低床車両導入や停留所のバリアフリー化による利便性の向上
- ・魅力と賑わいのある都心のまちづくり
- ・騒音、振動を抑制する軌道の整備
- ・上下分離制度導入による地域公共交通の維持・活性化



- ①路線のループ化(～平成27年度)
- ・駅前通線のサイドリザーベーション方式による制振軌道新設
 - ・西4丁目・すすきの停留場の改良
 - ・狸小路停留場の新設

- ②既設線の整備
- ・スロープの設置、ホームと車両の隙間解消などのバリアフリー停留場の整備
 - ・騒音、振動を抑制する軌道の整備

③新型車両[LRV]の導入

- ・3車体連接タイプ(2両)※導入済
- ・単車タイプ(9両)※導入予定

④上下分離後の事業形態

(一財)札幌市交通事業振興公社
 <軌道運送事業者>

運	送
軌道施設及び車両の維持管理	

軌道施設・
車両の貸付

施設使用料

札幌市交通局
 <軌道整備事業者>

軌道施設及び車両の保有
軌道用地の保有
施設・車両の更新
軌道の新設